

運転免許証をお持ちの65歳以上の南相馬市民の方へ

運転免許返納者を支援しています！

1

警察署での、運転免許自主返納の手続き



①南相馬警察署へ、有効期限内の運転免許証を持って、申請に行く。
※運転経歴証明書の発行手続きもしておくと便利！

②その場で取消通知書が交付される。



2

取消通知書、または運転経歴証明書を持って役所へ



①取消通知書または運転経歴証明書を持って、近くの役所へ行く。

②その場でタクシー利用券が交付される。

※交付は1回限りです。

※対象同居者証明書は後日自宅に郵送します。(別途手続きが必要です。)



【タクシー利用券を交付している各役所の担当窓口】

- ・南相馬市役所 生活環境課（電話 0244-24-5240）
- ・小高区役所 市民総合サービス課（電話 0244-44-6713）
- ・鹿島区役所 市民総合サービス課（電話 0244-46-2113）

タクシー利用券を使う

詳しくは裏面へ！

3



①タクシー利用券が使えるタクシーに乗る。

②支払いのとき、本人確認のために**運転経歴証明書を運転手へ提示する**。
※対象者本人と同居する運転免許証を保有していない方は**運転経歴証明書と一緒に対象同居者証明書を運転手へ提示する**。



※地域別定額タクシーサービス『みなタク』とも併用して使えます。

タクシー利用券の交付・対象者

南相馬市では、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、65歳以上の方で、運転免許証を自主的に公安委員会へ返納された方を対象に、タクシー利用券20,000円分(1枚500円・40枚綴り)を交付しています。

【交付対象者】 ①～③全てを満たしている方

- ① 運転免許証返納時に65歳以上の方
- ② 申請時に南相馬市に住民票を有する方
- ③ 返納時、運転免許証の有効期限が残っていること

【利用対象者】

- ① 交付対象者本人
- ② 交付対象者と同居する運転免許証を保有していない方



ご注意ください

タクシー利用券の申請は運転免許証を自主返納してから1年間までです。

(例)令和3年4月1日に自主返納した方のタクシー利用券の申請期限は、令和4年3月31日になります。

自主返納の手続きについて

1. 南相馬警察署もしくは福島・郡山運転免許センターで自主返納の申請をします。

① 本人及び代理申請ができるようになりました。ただし、委任状が必要です。詳しくは、南相馬警察署(24-6143)へ

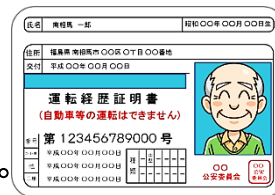
② 福島・郡山運転免許センターでの申請は、平日のほか日曜日(郡山運転免許センターは第2・第4日曜日のみ)もできます。

2. 運転免許の取消通知書、運転経歴証明書が交付されます。

運転経歴証明書(見本)

※タクシー利用券を利用する際に、「運転経歴証明書」が必要になるため必ず申請してください。

タクシー券の交付は1回限りです。



タクシー利用券・対象同居者証明書の手続きについて

1. 南相馬市役所生活環境課、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課のいずれかで手続きをしてください。

＜申請に必要なもの＞

・「取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」(写しでも可)



2. 申請内容を確認し、その場でタクシー券の決定通知書とタクシー利用券を交付いたします。対象同居者証明書は後日自宅に郵送します。(別途手続きが必要です。)